

**多賀城市高齢者福祉計画(第9期介護保険事業計画)
策定に係る支援業務
参考仕様書**

※今回の契約業務外ですが、来年度に実施を予定している業務の参考仕様です。

1 委託業務名

多賀城市高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）策定に係る支援業務

2 業務の目的

本業務は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする多賀城市高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）の策定に当たり、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務委託を行うことにより、多賀城市の現状と課題、市民の高齢者福祉、介護保険制度に関するニーズや意識、行動等の実態を的確に捉えつつ、高齢者福祉・介護保険制度を取り巻く時代の潮流や市の総合計画、国の制度改正等と整合を図るとともに、高齢者の受益と負担のバランスについても分析を行い、高齢者の意識を反映した計画を策定することを目的とする。

3 納品場所

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課（多賀城市中央二丁目1番1号）

4 委託期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで（予定）

5 支払条件

業務完了後一括払い

6 業務内容

受託者は、「2 業務の目的」を達成するため、次に掲げる業務を一括で行うものとする。

なお、計画策定に当たっては、多賀城市が貸与する平成31年度に実施した高齢者福祉計画（第8期介護保険事業計画）策定のための実態調査及び分析等報告書、多賀城市高齢者福祉計画（第7期介護保険事業計画）等の内容を事前に把握するものとし、更に、令和4年度に実施する多賀城市高齢者福祉計画（第9期介護保険事

別紙 2

業計画) 策定に係る実態調査及び分析等業務の調査結果を踏まえた計画を策定するものとする。

(1) 「高齢者福祉計画(第8期介護保険事業計画)」の検証及び課題の整理

第8期における多賀城市の介護保険事業や高齢者福祉事業等の取り組み状況、高齢者福祉サービス等の利用状況の分析を行い、計画策定に関する基礎データの収集(地域ニーズの発掘、地域資源の点検、現行体制の点検等)と、この基礎データから住民の意識・生活環境等の実態やニーズの把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、高齢者福祉の課題等について検討する。

計画策定作業についても、現在の第8期計画の実行管理や点検評価などのPDCAサイクルを確認しながら、第9期計画の策定準備に着手することとする。

なお、地域包括ケア「見える化」システムの運用や保険者機能強化推進交付金の申請についてもアドバイスを求めるものである。

ア 人口、認定者数、受給者数、給付実績等の分析

多賀城市の提供により、給付データあるいは要介護認定審査データを用い、地域包括ケア「見える化」システムや他のシステムを用いて、生活圈域別、性年代別、要介護度別、サービス利用種類別等の分析を行い特徴や課題の傾向分析を行う。

イ 介護予防・日常生活支援総合事業の評価

ウ 地域支援事業、高齢者福祉サービス等個別事業の評価

エ 第9期計画へ向けての課題の明確化

(2) 計画策定業務

「数値」、「取組み方策と内容」、「実施主体」、「実施時期」など、厚生労働省が示す「第9期介護保険計画」策定に係る指針を踏まえながら、専門社会調査士又は専門統計調査士若しくは統計調査士(以下「専門社会調査士等」という。)の分析結果及び多賀城市の特性を充分考慮した計画とすること。

計画書の原稿作成、レイアウトデザイン、(関係図等イラスト起こし、数点)、リライト業務を含む(リライトは骨子から10回程度)。

ア 計画の理念、重点課題、基本目標の設定

イ 人口推計及び要介護認定者数等の将来推計

※ 人口推計は、多賀城市の特性に見合った推計手法(コーホート要因法や変化率法等)を用いて行い、必要に応じてシミュレーションを実施する。要介護認定者数等の将来推計についても、独自の推計を提案し必要に応じてシミュレーションを実施する(3回程度)。

ウ サービス目標量推計及び目標量確保のための方策の設定

別紙2

(第9期に向けて厚生労働省から提供される予定の将来推計ワークシート活用を想定)

- ※ サービス利用者数及び利用量の見込みの推計
- ※ 居宅サービス費、地域密着型サービス費、介護予防サービス費、施設サービス費、各サービス別給付費の推移
- ※ 必要に応じてシミュレーションを実施する(5回程度)。

エ 重点的に取り組む事項の検討

- (ア) 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備
- (イ) 関係機関等や地域における連携と支え合いの推進
- (ウ) 認知症支援策の充実
- (エ) 生活支援サービス等
- (オ) ほかに本市のニーズに基づいた地域支援事業、高齢者保健福祉事業など

オ 諸課題への対応の策定

カ 保険料の設定の提案(地域区分を含む。)

(3) 委員会等への出席及び資料等の作成

ア 多賀城市介護保険運営協議会等の計画策定の審議の場には担当者である専門社会調査士等が出席し必要に応じて資料について説明を行う(3回を予定)。

なお、計画策定の審議の場は、必要に応じてワークショップ形式での運営に転換することがあるため、それに応える体制を整えるようにする。

イ 資料は委員会等開催の1週間前に送付することから、それに間に合うよう完成させること。

ウ 審議の場において、必要に応じて専門的見地からの説明を行うこと。

エ その他

多賀城市において実施する事務打合せには、担当者である専門社会調査士等が出席すること。(毎月1回以上)

オ 打合せなどにおける議事録の作成(ポイントを示した要約)を作成すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

計画案が、ほぼ確定した段階で市ホームページ等を活用したパブリックコメントを実施することから、その支援を行うこと。実施時期については、策定の進捗状況等を勘案し、受託者と協議のうえ決定する。

ア 実施に向けてのアドバイス

イ 意見に対する対応策の作成等

ウ 実施後、結果を計画に反映させる

別紙 2

(5) 成果品の提出

ア	上記(1)から(3)までの電子データ	一式
イ	計画書 本編 (A4版180ページ程度) (表紙4色コート紙仕様、本文墨1色印刷上質紙使用)	200部
ウ	上記イの電子データ	一式
エ	ア及びウの内容を格納した電子媒体	1枚

※ アの電子データは、Microsoft Excel 2016 以上形式又は Microsoft Word 2013 以上形式を収録すること。

※ ウの電子データは、Microsoft Word 2013 以上形式及び Adobe PDF 形式を収録すること。

7 協議・打合せについて

- (1) 本業務の連絡調整については緊密に行うこととし、多賀城市からの求めに応じ、専門社会調査士等が、専門的なアドバイス等の支援ができる体制を整えるものとする。
- (2) 本業務について、多賀城市の作業に支障をきたすことのないよう、人員体制等、万全の業務実施体制を整えること。
- (3) 契約締結後、速やかに作業工程を作成し、多賀城市へ提出するとともに業務に着手すること。

8 随時の報告及び協議

本業務について、データや資料の提供等、多賀城市へ随時報告し協議するものとする。

9 著作権の帰属

本業務で作成された計画書及びデータの著作権については、多賀城市に帰属するものとする。

10 個人情報の取扱い

本事業の実施にあたっては、市の「個人情報取扱特記事項」に基づき個人情報の取扱いには十分注意し、知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

別紙 2

11 その他

- (1) 多賀城市から質問・情報の提供等の申し出があった場合、速やかに対処すること。
- (2) 受託者は業務に遅延が生じないよう進行を的確に管理すること。
- (3) 業務の増減が生じる場合、双方協議により契約金額の変更を行う場合があるものとする。